

休日当番医

休日当番医

【診療日】日曜日、祝休日、年末年始（12/29～1/3）

【診療時間】9：00～17：00

【診療科目】内 科 1 診療所（冬季は2診療所）

外 科 1 診療所

- * 小児科は日曜日、祝休日、年末年始すべて夜間休日急病診療所で診療しています。（3ページ参照）
- * 当番医療機関は、**ふなばし健康ダイヤル24（0120-2784-37）**または市ホームページでご確認ください。
- * 受診の際は、健康保険証等をご持参ください。
- * 当番医療機関には、駐車場が無い場合もありますので公共交通機関等をご利用ください。

千葉県が実施している「**ちば救急医療ネット**」でも休日の当番医療機関を紹介しています。

アドレス <http://www.qq.pref.chiba.lg.jp/>

上手なお医者さんのかかり方

1. 「かかりつけ医」を持ちましょう

「かかりつけ医」とは、お子さんの体質や病歴を把握し、日頃の健康管理や初期の治療をしてくれる、身近なお医者さんのことを言います。かかりつけ医を決めて、いざというときに相談できるようにしておきましょう。

2. 診療時間内に受診しましょう

昼間に、“子どもの体調がおかしいな”と感じたら、診療時間内に普段のお子さんの様子を理解しているかかりつけ医に診てもらうようにしましょう。

夜間休日急病診療所は、重症度を見極め、翌日までに必要な治療・処置を行うことを目的とし、詳しい検査や根本的・継続的な治療はできません。また、救急病院は、あくまで緊急時・重症者に備えた医療機関です。緊急を要する場合以外は診療時間内にかかりつけ医を受診しましょう。

3. 受診する時に持っていくもの

- 健康保険証、船橋市子ども医療費助成受給券（助成を受けている方のみ）
- 母子健康手帳、お子さんの状況が分かるもの（体温・症状を書いたメモ）
- 診察券、服用している薬、薬の名前が分かるメモ（お薬手帳）等
- 着替えの服、おむつ、タオル、ビニール袋、ティッシュペーパー等

※船橋市子ども医療費助成受給券は、千葉県内の医療機関のみで使用できます。受給券が交付される前で医療機関に提示できなかった場合や、県外で医療機関等に受診したときは、いったんお支払いいただいた上で、後日、市の窓口で償還の申請をしてください。